

## 三重県建設工事執行規則

昭和39年3月31日  
三重県規則第16号

〔沿革〕昭和42年3月28日三重県規則第11号、45年5月12日第23号、47年5月6日第35号、50年4月1日第23号、56年5月29日第49号、平成8年3月29日第20号、13年1月23日第9号、19年3月30日第32号、20年3月28日第41号、21年3月31日第38号（改正）

三重県建設工事執行規則を次のように定める。

三重県建設工事執行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、県が行う建設工事について、その執行方法及び三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号。以下「会計規則」という。）の特例を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規則において「工事」とは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。

（工事の執行方法）

第三条 工事の執行は、請負又は直営による。ただし、特に必要があると認められるときは、委託によることができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。ただし、この場合においてもその一部を請負により執行することができる。

一 工事の目的又は性質により請負により執行することが適当でないと認めるとき。

二 緊急の必要により請負により執行する暇がないとき。

三 請負契約を締結することができないとき。

四 その他請負により執行することが適当でないと認めるとき。

3 直営工事の執行については、別に定める。

（工事の入札参加資格審査申請等）

第四条 工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が必要とする資格は、会計規則第六十一条第一項各号に規定するもののほか、別に定める。

- 2 競争入札に参加しようとする者は、前項の資格について審査を受けるため、入札参加資格審査（確認承諾）申請書（建設工事）（第一号様式）又は入札参加資格審査（確認承諾）申請書（測量・コンサルタント等）（第二号様式）に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書を提出した者について審査し、適格者と認めるときは、三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録してその者に登録済の通知をするものとする。
- 4 知事は、第二項の書類又は登録の有効期間若しくは申請の時期等を定めたときは、その都度公告するものとする。

（入札参加資格者名簿に登録された者の変更の届出）

第五条 前条第三項の規定により入札参加資格者名簿に登録された者は、登録された事項に変更があつたときは、別に定める当該事項を証明する書面を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

（入札参加者の指名）

第六条 知事又はその委任を受けて契約事務を担当する者（以下「契約締結権者」という。）は、指名競争入札により工事に係る契約を締結しようとするときは、入札参加資格者名簿に登録された者から別に定める基準による数の入札者を指名しなければならない。

（工事の入札保証金の納付の免除）

第七条 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計規則第六十七条第一項に規定する入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 入札者が保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- 二 競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項に規定する資格を有する者で過去二箇年の間に国、県若しくは他の地方公共団体若しくは法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの又はこれに準ずると認められるものについて、その者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 三 予定価格が少額であり、かつ、入札者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

( 工事の契約保証金の納付の免除 )

第八条 契約締結権者は、会計規則第七十五条第四項第一号及び第四号から第八号までのいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計規則第七十五条第一項に規定する契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約（契約締結権者が役務的保証措置を求めるときは、保証金額が請負代金額の十分の三以上の額のものであり、かつ、<sup>かし</sup>瑕疵担保特約を付したものに限るものとし、契約締結権者が金銭的保証措置を求めるときは、保証金額が請負代金額の十分の一以上の額のものとする。）を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- 二 契約の相手方が過去二箇年の間に国、県若しくは他の地方公共団体若しくは法人税法第二条第五号の公共法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

( 契約書の作成及び添付書類 )

第九条 契約締結権者は、契約を締結しようとするときは、会計規則第七十六条第二項の規定にかかわらず契約書を作成しなければならない。

- 2 前項の契約書を作成する場合には、契約書に仕様書（現場説明書等を含む。以下同じ。）及び図面を添付しなければならない。
- 3 前項の仕様書には、労務者の数及び費用の内訳を記載することを要しない。

( 前払金の限度額等 )

第十条 会計規則第五十一条第十号に規定する経費について前金払をする場合の限度額は、次の各号に定める額とする。

- 一 土木建築に関する工事（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）附則第三条に規定する工事に限る。） 契約金額の十分の四の額
  - 二 土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 契約金額の十分の三の額
- 2 前項第一号の工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、前項第一号の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の額は、契約金額の十分の二の額を超えない範囲の額とする。

- 一 工期の二分の一を経過していること。
  - 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の二分の一以上の額に相当するものであること。
- 3 二会計年度以上にわたる契約に係る前払金額は、原則として各年度の支出限度額に工事内容に応じ第一項各号に定める率を乗じて年度ごとに算出し、各年度の前払金額は、全体額と併せて契約書に明記しなければならない。

(前金払を行つたものの部分払の計算)

第十一条 会計規則第五十一条第十号の経費について前金払をしている場合において部分払をしようとするときは、次に掲げる計算方式により算出した金額を支払うものとする。

$$\text{支払額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}} \times P - \text{前金支払額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}}$$

ただし、P = 会計規則第52条第2項の規定による部分払の率

- 2 二会計年度以上にわたる工事における前項の規定の適用については、「出来高部分の設計額」とあるのは「当該年度分の出来高部分の設計額」とし、「設計総額」とあるのは「当該年度分の設計額」とし、「前金支払額」とあるのは「当該年度分の前金支払額」とする。

(工事の出来高認定と支出)

第十二条 二会計年度以上にわたる工事に対する最終年度以外の年度の出来高が当該年度の予算額を超えて認定された場合の支出の額は、当該年度の予算額を限度額とする。

- 2 前項の場合の予算額を超えた額と支出の額との差額に係る支出は、翌年度において速やかに行うものとする。

(補 則)

第十三条 工事の請負又は委託に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 三重県建設工事執行規則（昭和三十七年三重県規則第八十号）及び三重県建設工事執行規則の特例に関する規則（昭和三十八年三重県規則第十九号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際現に契約を締結し、又は入札の公告をしている工事の請負及び工事用材料の供給については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十二年三月二十八日三重県規則第十一号）

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年五月十二日三重県規則第二十三号）

この規則は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月六日三重県規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年四月一日三重県規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年五月二十九日三重県規則第四十九号）

この規則は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日三重県規則第二十号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日三重県規則第三十二号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日三重県規則第四十一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日三重県規則第三十八号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。